

昭和村 農業委員会だより

第8号

2020.5

発行：昭和村農業委員会
(昭和村産業課内)

Showa-mura Agriculture Committee



CONTENTS

農業委員会視察研修報告	2
表彰関連	4
家族経営協定	5
農地中間管理機構	5
農地法許可申請の受付締切日	6
農業委員会での審議結果	7



表紙写真 第9回昭和村フォトコンテスト(一般の部)

優秀賞 昭和村村議会議長賞「春の望郷ライン」 針谷喜一郎さん

農業委員会視察研修について

農業委員 石井 秀樹



令和2年1月21日から23日にかけて、愛媛県と広島県に視察研修に行ってきた。

初日は、平成30年の肱川水害がおこった大洲市の菅田地区と鹿野川集落を視察しました。清流の里ひじかわの高橋さんに周辺を案内していただきましたが、現在でも至る所に水害の爪痕が残り、当時の壮絶さを感じ

ました。

昭和村でも、昨年の6月21日深夜から22日未明に発生した集中豪雨や台風19号の大雨を経験して、いつ災害が起こってもおかしくないと思っています。いざという時に備えて準備を欠かさなように再認識することができました。被害に遭われた方々の早期復興を心よりお祈り申し上げます。





二日目は、今治市に移動して、「さいさいきて屋」(JAおちいまばり農産物直売所)を視察しました。そして、みなかみ町農村公園公社事務局長 西坂さんに講演をしていただきました。

直売所のスタート時には、建物も小さく、会員も少数からだったとのこと。それが地産地消を目指し少しずつ大きくなり、敷地内にレストラン・カフェ・クッキングスタジオが出来たそうです。

また、直売所で出荷された野菜や果物をレストランやカフェで消費することでロスが減り、平成30年度実績23・4億円(直売所・カフェ・食堂など含む)、平成31年3月末の会員数は

1238名になったそうです。

最も気になったのは、ほぼ中・小規模農家が集まり、さいさいきて屋が成り立っているということ。昭和村でも20年・30年後は大規模農家から中・小規模に変えたり、後継者不足から農家を辞める人もいます。考え次第で、中・小規模農家で集まり成功するということを講演していただきました。

今回の視察にあたり、昭和村の未来を考える良い機会になりました。また、多方面にご協力いただきました。視察研修ができました事に感謝申し上げます。

石井

その他活動報告

農業委員会では、毎月の総会で農地に関する議決をするほか、昭和村の農業のため、次のような現場活動も行っています。

農地パトロール

農業委員会では遊休農地を減らすための活動として、8月に村内農地の見回りを行い、利用状況を確認しました。田・畑として適切に耕作されているかどうかを見極め、村内農地のよりよい活用を目指しています。

盗難防止パトロール

2003年～2004年にかけてトラックの盗難が相次いだことを踏まえ、農業委員会では、農機具に合わせて、収穫期を迎えた野菜や果樹の盗難抑制・防止のため、11月から、村と協力して夜間のパトロールを行いました。また、パトロールに先立ち、沼田警察署・村協力のもと令和元年11月3日に出発式を開催し、盗難防止に向けた意思の統一を図りました。



出発式の様子

吉野藤彦さんに 旭日單光章



受賞した吉野藤彦さんと妻の一江さん



令和元年秋の叙勲で、農事組合法人吉野牧場の吉野藤彦さん（赤谷）が農業振興功労で旭日單光章を受章されました。吉野さんは12月13日、農林水産省での伝達式に続き、妻の一江さんとともに皇居で天皇陛下に拝謁しました。

吉野さんは、高校卒業後、農林水産省の推薦でカナダへ農業研修生として派遣され、現地の大規模農場経営を体感。帰国後には農事組合法人を設立し、いち早く外国人研修生の受け入れを行うことも

に、品質と効率のよい経営を追求・実践し大規模酪農経営を実現してこられました。また、こうした経験を県内外の農家にも積極的に広め、酪農の発展に貢献されました。

吉野さんは「妻や家族、従業員、そして共に協力しながらやってきた地域の方々に感謝しています。常に前を向き、農業を一生懸命やってきましたことが認められたことをうれしく思います」と受賞の喜びを語りました。

狩野和紀さんに 内閣総理大臣賞



受賞した狩野和紀さん



狩野和紀さん・郁江さん夫妻（永井上）が、11月14日に東京・明治神宮会館で開催された農林水産祭式典で、農産・畜産部門における内閣総理大臣賞受賞の快挙を成し遂げました。

この賞は、農林水産業者の技術改善と経営発展への貢献を国民に広く知ってもらうために国が表彰しているもの。

狩野さんは、こんにゃく芋の栽培における、経営の安定化と大規模化に取り組むとともに、安定生産のために、過去の栽培記録を生か

した種芋の徹底管理や、トウモロコシの残渣のすき込みによる、丁寧な土作りを実践。また、妻の郁江さんは、女性が安心して働ける環境を整備し、労働力確保と子育ての両立を実現していることなどが高く評価されました。

狩野和紀さんは「関係各位のご指導と妻の支えで受賞することができました。冷害など気象状況が悪い中で不安もありますが、毎日考えながら今後も頑張りたい」と今後の抱負を語りました。

新しく結んだご家族

行政区 常木 氏名 金子 洋一さん

締結の範囲 経営主夫婦－後継者－経営主の父・母

野菜やこんにやく価格の低迷、資材の高騰などで、経営が厳しい時代となりましたが、こんな時代こそ家族で力をあわせて農業を営み、孫の代になっても魅力ある経営でありたいです。

行政区 赤谷 氏名 尾池 純一さん

締結の範囲 経営主夫婦－後継者

家族で協力し、安定した農業経営を続けられるよう、努力していきたいと思います。

行政区 赤城原第2 氏名 南沢 伸一さん

締結の範囲 経営主夫婦－経営主の父・母

今後、家事作業など分担しながら家族力を合わせて農業を盛り上げていきたいと思います。

行政区 大河原 氏名 高橋 光夫さん

締結の範囲 経営主夫婦

家族経営協定をきっかけに、家族で生活面の役割分担を見直して、責任感を持ち頑張りしたいと思います。

今年で19回目を迎えた「昭和村家族経営協定調印式」ですが、今回は調印式を行わず、農業経営の分担や家事作業の分担を定めた協定書を各家庭ごとに調印し、協定を結んでいただきました。
今回は、4組（新規締結1組・再締結3組）が協定を締結し、家族経営協定家族の総数は162組となりました。

農業委員会では、農業経営者やその家族が将来に希望を持ち、安心して農業に従事できるように、家族内のルールをつくる家族経営協定の締結を推進しています。

わが家は **家族経営協定** を結びました。



取り決め内容例

- 農業経営の方針
- 労働報酬
- 労働時間、休日
- 労働面の役割分担
- 生活面の役割分担
- など



農地を貸したい方

農業振興地域内で耕作可能な農地に限ります

- 規模縮小を考えてる方
- 農地の受け手を探してる方
- 農業経営のリタイアを考えている方

※相談・お申し込みは市町村窓口へ

【出し手農家のメリット】

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 契約期間終了後には、確実に農地が戻ります。
- 賃貸料は機構から口座振込されるので、確実に支払われます。
- 農地中間管理機構に農地を預けることにより機構集積協力金*が受けられます。(要件有)

農地を借りたい方

- 経営の規模拡大を目指す方
- まとまった農地で効率経営を目指す方
- 新規に農業参入を目指す方

※利用には応募が必要です
※機構または市町村へ応募してください

【担い手農家のメリット】

- 複数の出し手農家の農地を借りても、機構のみの契約となり、賃借料の支払いの手間が省けるので便利です。
- まとまった農地を借りられ、農作業の効率化・コストダウンが可能です。

農地の貸し借りの新しい制度をご活用ください
あなたの大切な農地を
農地中間管理機構へ
「農地中間管理事業」は、公的機関である農地中間管理機構が農地を貸したい農家から借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を図る担い手等へ貸し付ける制度です。



*機構集積協力金…地域集積協力金(地域の一定割合以上を機構に貸し付けた場合)、経営転換協力金(経営転換・リタイアする農業者へ)等

農地法許可申請の受付締切日

事前相談は毎月15日まで

毎月20日

農地を転用等する場合、農業委員会に申請して許可が必要です。許可を得ないで行くと契約に効力がなく、農地法違反にもなるので忘れずに手続きしましょう。

※農地法許可申請 ◇農地法3条…農地の所有権を移転する場合 ◇農地法4・5条…農地を宅地等に転用する場合

手続きの流れ

まずは農業委員会事務局にご相談ください。

許可申請書の受付締切日 毎月20日

※締切日が閉庁日(土・日・祝)の場合はその前に提出ください。
※申請締切日以内でも、添付書類に不備がある場合は次回審査になりますので、申請する際は、事前に15日までに農業委員会事務局へご相談ください。また、あらかじめ地元農業委員へご相談ください。

申請内容の審査

農業委員会事務局で申請書と添付書類を確認し、必要に応じて聴き取りや現地の調査を行います。

農業委員会での審議

今年度の農業委員会開催日は下記の通りです。提出された申請はここで審議され、許可等を決定します。農地転用許可申請は審議を経て県知事に送付します。

許可書の交付

許可後、ご連絡しますので、許可書は農業委員会事務局で受領してください。

2020年度 農業委員会開催日及び許可申請受付締切日スケジュール(予定)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定が変更になる場合がございます。

	開催日	申請締切日
第14回農業委員会	2020年5月8日(金)	2020年4月20日(月)
第15回農業委員会	2020年6月2日(火)	2020年5月20日(水)
第16回農業委員会	2020年7月8日(水)	2020年6月19日(金)
第17回農業委員会	2020年8月6日(木)	2020年7月20日(月)
第18回農業委員会	2020年9月3日(木)	2020年8月20日(木)
第19回農業委員会	2020年10月7日(水)	2020年9月18日(金)
第20回農業委員会	2020年11月6日(金)	2020年10月20日(火)
第21回農業委員会	2020年12月4日(金)	2020年11月20日(金)
第22回農業委員会	2021年1月13日(水)	2020年12月18日(金)
第23回農業委員会	2021年2月9日(火)	2021年1月20日(水)
第24回農業委員会	2021年3月3日(水)	2021年2月19日(金)

2020年度の農振除外申請(後期)の締切日は **2020年10月30日(金)** です。

農業委員会での審議結果 (2019年4月～2020年3月末)

2019年4月～2020年3月までの間、農地法に基づき申請された審議件数は次のとおりです。

農地法第3条 (農地の権利移動を伴うもの)			利用権設定 (農業経営法強化によるもの)		
売 買	22件(36筆)	96,388㎡	賃 借 権	107筆	357,426㎡
賃 貸 借	0件(0筆)	0㎡	使用賃借	15筆	29,820㎡
使用賃借	0件(0筆)	0㎡	計	122筆	387,246㎡
交 換	4件(5筆)	12,297㎡	(うち新規 75筆 230,772㎡)		
贈 与	11件(34筆)	142,126㎡	(うち中間管理機構活用 10筆 52,308㎡)		
公 売	1件(3筆)	4,871㎡			
競 売	0件(0筆)	0㎡			
計	38件(78筆)	255,682㎡			

農地転用 農地法第4条 (農地転用をするが権利移動を伴わないもの)					
農業用施設用地	2件(3筆)	1,694㎡	資材置き場用地	0件(0筆)	0㎡
住宅用地	0件(0筆)	0㎡	太陽光発電施設用地	1件(1筆)	449㎡
宿舍用地	1件(1筆)	300㎡	合 計	4件(5筆)	2,443㎡
車庫用地	0件(0筆)	0㎡			

農地法第5条 (農地転用し、権利移動を伴うもの)					
売 買	11件(13筆)	4,232㎡	贈 与	0件(0筆)	0㎡
賃 貸 借	3件(7筆)	7,389㎡	計	19件(25筆)	13,972㎡
使用賃借	5件(5筆)	2,351㎡			

内 訳

農地法4条・5条 転用内訳					
農業用施設用地	2件(3筆)	1,694㎡	宿 舎 用 地	2件(2筆)	578㎡
住宅用地	6件(7筆)	2,742㎡	介護施設用地	1件(1筆)	532㎡
駐車場用地	2件(2筆)	206㎡	畜 舎 用 地	1件(1筆)	1,781㎡
車庫用地	1件(1筆)	69㎡	送電線張替え工事に伴う工事用地	1件(5筆)	1,710㎡
作業場兼車庫用地	1件(1筆)	198㎡	軽石採取用地	1件(1筆)	3,964㎡
通路用地	2件(2筆)	209㎡	店舗兼休憩施設用地	1件(1筆)	1,715㎡
一般住宅兼店舗用地	1件(2筆)	568㎡	計	22件(29筆)	15,966㎡

農地のあっせん申出	14件(25筆)	68,289㎡
-----------	----------	---------

農地の賃借料情報について

農地法第3条許可や農用地利用集積計画の公告により、2019年1月から12月までの1年間に効力の発生した村内農地の賃貸借における賃借料情報を公表します。

農地の賃借料を決定する際の参考としてご利用ください。

昭和村農業委員会調べによる2019年の賃借料水準

	平均	最高額	最低額	データ数
畑	30,000円	50,000円	20,000円	75筆
水田	—円	—円	—円	—筆

※水田データはありませんでした。

農作業についてのお願い

農繁期を迎え、作業の仕方によっては苦情やトラブルの発生
の原因となります。

また、梅雨に入り、長雨・ゲリラ豪雨などの天候不順や台風
なども懸念されるため、下記の注意点について、今一度ご理
解とご協力をお願いいたします。

●畑の作り出し耕作について

畑の作り出し耕作は、大雨時には土が流出し、水路がつま
り水害事故の原因となる恐れがあります。決められた境界
内での耕作をお願いします。

また、表土流出防止対策としてグリーンベルトや土側溝の
設置などをお願いします。

●廃ビニール等の使用後について

農作業で使用した廃ビニール等を畑の周りに置いておくと、大
雨時に道路や水路等に流出し、思わぬ災害となります。

また、ガードレールにかけておくと、強風時に飛ばされ、こち
らも思わぬ災害となりますので、廃資材の管理には気をつけて
いただきますようお願いいたします。

●農耕車に付着した土の処理について

トラクターやトラックなどでの農作業後、田畑から公道へ出
る前にはタイヤ等に付着した土や堆肥を落としてから道路を
走行するようお願いします。

やむを得ず土や堆肥が道路に出てしまった場合は、速やかに
片付けていただきますようお願いいたします。

●農薬散布について

住宅の周辺で農薬を散布する際は、事前に周辺住民にお知らせ
するなど、生活環境に十分配慮してください。

また、周辺の農作物への飛散にも注意してください。散布の際
には、天候や風向き、時間帯に注意するなど、飛散防止に努め
てください。

●畑の管理について

耕作するためにロータリー等かけた畑は、土がやわらか
くなっており、大雨時には土が流出しやすいため、トラク
ターで畑を踏んでいただくなど、土の流出防止に努めてい
ただきますようお願いいたします。

※上記の各項目は、法律や条例等により規制及び処分の対象となる行為に関係
するものもあります。他人に迷惑をかけないよう注意し農作業を行ってくだ
さい。住民等から通報があった場合は、行政指導をすることがあります。

※畑を貸している方につきましては、小作人の方へも上記注意事項を周知して
いただきますようお願いいたします。

昭和村役場 産業課 TEL : 0278-24-5111 FAX : 0278-24-5254

編集後記

新体制でスタートして一年が経過しました。研修や他の地域の情勢等を
聞く中で、昭和村の農業は活気があり、素晴らしい村だと実感しました。

今後も昭和村の農業が発展していくよう活動していきたいと思ひます。

P.S. コロナウイルスが早く収束して平穏な生活に戻りますように！！

(藤井)



土壤消毒(クロルピクリン剤)・
除草剤の使い方に気をつけて!



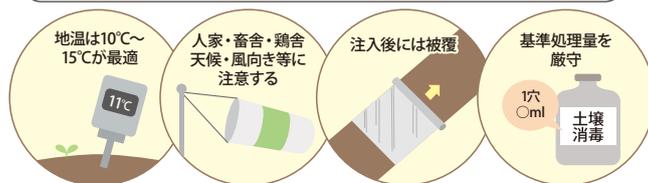
おとなりさんも一生懸命作っている野菜です!

▼被害にあった事例▼



土壤消毒の影響で手前が枯れてしまったホウレン草

土壤消毒(クロルピクリン剤)を使用する際の注意点



■飛散(ドリフト)防止対策の必要性

飛散した農薬が近隣の出荷間近の農作物に付着す
ると、その作物に適用のない農薬はもちろん、適用
がある農薬でも残留基準を超えてしまう恐れがあり
ます。このような場合、**飛散を受けた作物の生産者
は、自らの責任が無いにもかかわらず出荷禁止と
なってしまうため、細心の注意が必要です。**

■飛散(ドリフト)低減の具体策

単独の対策ではその効果に限りがあるため、いくつ
かの対策を合わせて十分な効果を得る必要があります。

- 1 散布時の風向きと風速に注意する
- 2 散布圧力、風量に注意する。散布ノズルの交換
(ドリフトレスノズル)
- 3 ほ場の端での散布は特に注意する
- 4 遮蔽シート・ネットの設置や緩衝地帯・
障壁作物の設置
- 5 近接作物生産者相互の連携

農地を守り担い手を応援する専門情報誌

全国農業新聞



週1回、必要な情報を、コンパクトに、分かりやすく!

●購読料 1ヶ月 700円(個人負担:350円)

※村では、購読料の半額の補助を行っています。購読を希
望される方は、農業委員会事務局へお申し込みください。